

2. 経営健全化計画の履行概況

(1) 17年9月期業務改善命令への対応進捗状況

三井住友フィナンシャルグループ（以下、当社）は、「経営健全化計画に係る17年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離していることなどから、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる」ことを理由として、7月22日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項および銀行法第52条の33第1項の規定に基づき、行政処分（業務改善命令）を受けました。

同計画の進捗状況につきましては、17年9月期の三井住友銀行（以下、当行）の中間純利益は2,987億円と年間計画対比進捗率が85%となり、堅調に推移しておりますほか、後述の業務再構築の進捗状況以下に記載の通り、各項目とも順調な進捗となっております。当社といたしましては、引き続き経営努力を重ね収益力の強化を図ることで剰余金を積み上げた上で、経済状況等を踏まえるとともに、関係当局の承認を前提にいたしまして、20年3月期末までの公的資金の早期返済を目指してまいります。

なお、業務改善計画の17年9月期における進捗状況につきましては、取締役会に報告の上、11月30日に金融庁に提出いたしました。